

三木市ふるさと納税制度を拡充 ～記念品を口数制に変更し制度の充実を図ります～

三木市ふるさと納税の寄附者を増やすとともに、三木市をPRするため、記念品を2種類の定額制から口数制に変更して、制度の充実を図ります。

- 1 変更目的**
- (1) 三木市のふるさと納税が増えることにより、三木市の事業者の知名度が上がるとともに、受注が増えることで三木市内への経済効果が高まります。
 - (2) 寄附金額に応じて記念品が選べます。
 - (3) 寄附額に応じて1年間に何度も記念品を申し込めます。

2 変更日 6月1日（月）

3 変更内容 寄附額に応じた記念品を贈呈します。

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--|--|
| 記念品 | 1万円以上の寄附と、3万円以上の寄附で記念品を贈呈 | 寄附額1万円を1口とし、口数に応じて記念品を贈呈（※） |
| | 記念品A・・・ 1万円以上の寄附で贈呈 記念品B・・・ 3万円以上の寄附で贈呈 | 記念品A相当の記念品・・・ 1口（1万円）の寄附で贈呈 記念品B相当の記念品・・・ 2口（2万円）の寄附で贈呈 |
| 記念品の申込 | 1年度に1回のみ | 制限なし |

※寄附金1万円以上2万円未満を1口とします。

寄附金2万円以上3万円未満を2口とし、以上の金額についても同様に1万円未満の端数切捨てた1万円単位の口数となります。

- 4 今後の予定** 6月1日以降も継続して記念品提供事業者をさらに開拓し、事業者の協力をいただきながら、記念品の充実させていく予定です。

問い合わせ先 三木市豊かなくらし部営業課
電話 0794-82-2000（内線 2418）